

●退職・転勤等の異動が生じたら「異動届出書」の提出をお願いします。

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

このしおりは、納税義務者（従業員）の異動（退職・休職・就職・転勤等）があった場合や、特別徴収義務者の所在地・名称が変わった場合等、市民税・県民税特別徴収に関わる事務処理方法が掲載されておりますので、1年間大切に保管してください。

二本松市では「eLTAX(エルタックス)」による給与支払報告書・異動届出書等の提出が可能です。

・二本松市ウェブサイト

<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page001920.html>

・eLTAXウェブサイト

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

二本松市役所

総務部 税務課

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1

電話 0243-55-5085(直通)

FAX 0243-22-0790

目次

令和6年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について P1～P5

- 1. 市民税・県民税・森林環境税特別徴収とは
- 2. 特別徴収義務者とは
- 3. 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収対象者
(納税義務者)
- 4. 特別徴収税額通知書
- 5. 特別徴収義務者指定番号
- 6. 月割額の徴収・納入方法
- 7. 月割額を納期限までに納入しなかったとき
- 8. 特別徴収税額の変更について
- 9. 分割課税について
- 10. 納税義務者(従業員)が転勤又は退職したときは
- 11. マイナンバーの記載について
- 12. 市民税・県民税・森林環境税減免について
- 13. 市民税・県民税・森林環境税の算出のしかた
- 14. 市民税・県民税・森林環境税が非課税となる方

特別徴収関係様式記入例 P6～P10

- 1. 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
普通徴収(本人納付).....記入例1
一括徴収.....記入例2
特別徴収継続.....記入例3
- 2. 特別徴収切替依頼書
普通徴収から特別徴収へ切替.....記入例4
- 3. 納入書
退職所得に係る税額がない場合.....記入例5
退職所得に係る税額がある場合.....記入例6

届出様式

- 1 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- 2 特別徴収切替依頼書
- 3 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書
- 4 郵便局指定通知書

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

義務者に一斉に指定しております。
詳細については二本松市ウェブサイトをご覧ください。
(<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page001922.html>)

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収をお願いすることになり、関係書類を送付いたしますので、ご配慮の程よろしくお願いいたします。

1. 市民税・県民税・森林環境税特別徴収とは

給与所得者の市民税・県民税・森林環境税を納め易くするため、給与支払者が毎月の給与を支払う際に、各納税義務者（従業員）が納めなければならない市民税・県民税・森林環境税を天引きし、事業所ごとに一括で納入していただく制度をいいます。

2. 特別徴収義務者とは

地方税法第41条、第319条及び第321条の4の規定により、給与支払者のうち所得税の源泉徴収義務のある事業者が特別徴収義務者に指定されます。

この指定を受けて、初めて特別徴収の義務が発生し、毎月定められた税額（これを月割額といいます。）を令和6年度は7月から翌年5月までの11ヶ月間、給与から差し引いて納期限（翌月10日）までに納入していただくことになります。

○特別徴収義務者の指定について

福島県と県北管内市町村では、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収を推進するため、平成28年度から所得税の源泉徴収義務のある事業主を特別徴収

3. 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収対象者（納税義務者）

令和6年1月1日現在、二本松市内に住所を有し、令和5年中に給与の支払を受け、かつ4月1日現在において給与の支払を受けている方は、その勤務先で市民税・県民税・森林環境税を特別徴収されます。

4. 特別徴収税額通知書

5月中旬頃に、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）」が送付されます。

茶色でB4サイズの「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）（以下「特別徴収義務者用通知」とします。）」は事業主側で保管してください。

緑色で圧着処理がされている「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）（以下「納税義務者用通知」とします。）」については、個人毎に切り取り、中は開かず、それぞれの納税義務者（従業員）におそくとも5月31日までに交付してください。

5. 特別徴収義務者指定番号

「特別徴収義務者用通知」の「指定番号」欄に表示されている番号が、貴所の特別徴収義務者指定番号となります。特別徴収関係書類には、この番号を記入してください。

6. 月割額の徴収・納入方法

「特別徴収義務者用通知」に記載されている納税義務者（従業員）の月割額について、毎月給与の支払をする際に徴収してください。

各納税義務者（従業員）から徴収した月割額の合計額は、別冊の納入書によって、徴収した月の**翌月10日（納期限が土日祝日にあたる場合は次の平日）**までに下記取扱金融機関において納入してください。

取扱金融機関

・二本松信用金庫 ・東邦銀行 ・ふくしま未来農業協同組合 ・大東銀行
・福島銀行 ・福島県商工信用組合 ・東北労働金庫
・ゆうちょ銀行・郵便局（福島県、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県内に限ります。）

※上記6県以外のゆうちょ銀行、郵便局を利用し納入される場合は、初回のみ、「郵便局指定通知書」を利用する郵便局に、「郵便局指定通知書の提出について」を二本松市役所に提出してください。

7. 月割額を納期限までに納入しなかったとき

延滞金は納期限の翌日から納付の日までの日数に応じその税額（延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、またはその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した額の延滞金（100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てる）が加算されます。

ただし、当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては次に掲げる延

滞金の割合はそれぞれ当該延滞金の割合に応じた次の延滞金の割合に読み替えて計算します。

(1) 年14.6%の割合→延滞金特例基準割合＋7.3%

(2) 年7.3%の割合→延滞金特例基準割合＋1%（当該加算した割合が年

7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）

8. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額が変更になるときは「特別徴収義務者用通知」・「納税義務者用通知」をそれぞれ送付しますので、納税義務者（従業員）に「納税義務者用通知」を交付の上、「特別徴収義務者用通知」に記載されている変更後の月割額により徴収してください。

年度途中に特別徴収税額の変更が生じた場合でも、新たに納入書は送付しておりませんので、記入例5を参照の上、納入金額を変更して使用してください。

9. 分割課税について

給与以外の所得がある人で、所得税確定申告書又は市民税・県民税申告書において、給与以外の所得について普通徴収（本人納付）とすることを希望された方は、所得割額を給与と給与以外の所得の割合で按分して、特別徴収税額を計算しています。

また、給与所得者で年金所得がある65歳以上の人については、原則として公的年金等の年金所得に係る特別徴収税額は、給与所得に係る特別徴収税額とは別に、公的年金等の支払の際に特別徴収されます。公的年金等の年金所得に係る特別徴収税額については、年金受給者本人あてに直接通知されます。

10. 納税義務者（従業員）が転勤又は退職等したときは

(1) 納税義務者（従業員）が、**休職・退職又は死亡等**により、貴所より給与の支払を受けなくなったときは、その事実の発生した月以後の月割額を徴収する必要はありませんが、すみやかに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」とします。）に必要な事項を記入し提出してください。

上記の異動により特別徴収されないこととなった月割額は**普通徴収（本人納付）**の方法によって、納税義務者本人が納付していただくことになります。「異動届出書」の提出により市から本人宛に未徴収税額分の納付書を送付します。

「異動届出書」が提出されない場合、特別徴収義務者の滞納扱いとなります。また、普通徴収（本人納付）への切替をしないことで本人が納付することができない状態になるほか、切替が遅れることで残りの税額を少ない回数で納めなくてはならなくなる等、納税義務者本人にとって大きな負担となってしまいます。

異動があった場合は、「異動届出書」の速やかな提出をお願いいたします。

(2) **休職・退職等**により給与の支払を受けなくなった納税義務者（従業員）の内、下記の要件に該当する場合は、最後の給与等の支払の際に残りの税額を**一括徴収**し、翌月10日までに納入してください。

- ① 令和6年12月31日までの間に退職等があり、納税義務者（従業員）より一括徴収を希望する旨の申出があった場合
- ② 令和7年1月1日以降に退職等があった場合

※②の場合、納税義務者（従業員）の申出に関係なく一括徴収となります。

(3) 納税義務者（従業員）が**転勤**となる場合、転勤先が特別徴収義務者として指定されている場合には、**転勤先で引き続き特別徴収**の方法によって納入していただくことになります。

(4) 普通徴収（本人納付）していた人が、**入社等により特別徴収を開始**する場合は、「特別徴収切替依頼書（以下「切替依頼書」とします。）」を提出する必要があります。

※各種異動により特別徴収税額が変更となる場合は、「8. 特別徴収税額の変更について」の場合と同様に、納入書の納入金額を変更して使用してください。

○異動届出書・切替依頼書の記入については記入例を参照してください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

- (1) 普通徴収（本人納付）……………記入例1 (P6)
- (2) 一括徴収……………記入例2 (P7)
- (3) 特別徴収継続……………記入例3 (P8)

特別徴収切替依頼書

- (4) 普通徴収から特別徴収へ切替……記入例4 (P9)

「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」等の様式につきましては、二本松市ウェブサイトからダウンロードができます。

<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page001975.html>

(トップページ＞暮らし・手続き＞税金＞税関係各種様式ダウンロード)

11. マイナンバーの記載について

「異動届出書」には、納税義務者（従業員）の個人番号（マイナンバー）と、特別徴収義務者のマイナンバー（個人事業主の場合）又は法人番号を記載してください。

また、「切替依頼書」や、特別徴収義務者の名称等が変更となる場合に提出いただく「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」には、特別徴収義務者の法人番号を記載してください。(特別徴収義務者が個人事業主である場合は、マイナンバーの記入は不要です。)

	納税義務者(従業員)	マイナンバー	特別徴収義務者(給与支払者)
		マイナンバー (個人事業主のみ)	法人番号 (個人事業主以外)
給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	☒ 必要	☒ 必要	☒ 必要
特別徴収切替依頼書		不要	☒ 必要
特別徴収義務者所在地・名称変更届出書		不要	☒ 必要

※退職所得（分離課税）に係る市民税・県民税の所得割の納入申告書について、特別徴収義務者が個人事業主である場合は、金融機関に提出する納入申告書にはマイナンバーを記載せず、別途個人番号を記載した納入申告書を郵便等により二本松市役所へ提出してください。

12. 市民税・県民税・森林環境税減免について

納税義務者（従業員）が次のような理由に該当する場合は、市民税・県民税・森林環境税減免の対象となります場合があります。詳細については税務課市民税係へお問い合わせください。

- (1)生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2)その他特別の事由がある者

13. 市民税・県民税・森林環境税の算出のしかた

- (1)所得割の税率…二本松市は標準税率を採用しています。

- ①市民税の税率 6%
②県民税の税率 4%

ただし、総所得金額等が下記により計算された金額以下のときは、所得割は課税されません。

$$\{(\text{扣除対象配偶者} - \text{扶養親族} + 1) \times 350,000\} + 100,000 + 320,000 (\times) \text{円}$$

(※) 320,000…控除対象配偶者又は扶養親族を有する人のみ加算

- ### ③分離の譲渡所得がある場合の市民税及び県民税の計算方法(一般)

- 長期譲渡 (課税長期譲渡所得)×市民税3%
県民税2%
- 短期譲渡 (課税短期譲渡所得)×市民税5.4%
県民税3.6%

- ## (2)均等割の税額

- ①市民税……………3,000 円
②県民税……………2,000 円(県森林環境税(1,000 円)を含みます。)
③森林環境税(国税)………1,000 円(令和6年度より)

ただし、合計所得金額が下記により計算された金額以下るときは、均等割は課税されません。

$$\{(\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族} + 1) \times 280,000\} + 100,000 + 168,000 (\times) \text{円}$$

- (※) 168,000…控除対象配偶者又は扶養親族を有する人のみ加算

- (3) その他

所得税と市民税・県民税では、人的控除について差額がありますが、税源移譲により、住民の税負担が増えることのないように、市民税・県民税について次の表のとおり調整控除が設けられています。

◎税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額		
合計課税所得金額が200万円以下の者		
次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額		
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額		
②合計課税所得金額		
合計課税所得金額が200万円超の者		
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額		
① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額		
② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額		

控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		配偶者 控除	一般	5万円	4万円	2万円
障害者 控除	普通	配偶者 特別控除	老人	10万円	6万円	3万円
	特別		48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	同居 特別		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
寡婦控除		扶養 控除	一般	5万円		
ひとり親 控除	父		特定	18万円		
	母		老人	10万円		
勤労学生控除			同居老親等	13万円		

14. 市民税・県民税・森林環境税が非課税となる方

- (1)生活保護法の規定により生活扶助を受けている方
- (2)合計所得金額が前頁13.の(2)均等割の税額において計算された金額以下の方
- (3)本年1月1日現在で障害者、未成年者、寡婦・ひとり親に該当する方であって、いずれも前年の合計所得金額が135万円(給与所得控除後の金額)以下の方

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

二本松市長様	令和6年 給与支払者 (特別徴収 義務者)	所在地	〒964-0000 二本松市金色4030番地1								特別徴収義務者 指定番号		12345678			
		フリガナ	カブシキガイシャ ニホンマツホールディングス								所属		人事部 給与係			
		氏名 (名称)	株式会社 二本松ホールディングス								連絡先		二本松 霞			
		(☆)個人番号 又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2	3	電話番号 0243-22-0000
提出日	12月31日															

給与所得者		生年月日	昭和57年		8月		9日						
フリガナ		キクマツ ジェウタロウ											
氏名		菊松 銃太郎											
個人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
旧住所		(1月1日現在の住所・必ず記載してください)											
新住所		二本松市金色4030番地2											
		(給与の支払を受けなくなった後の住所)											
		同上											
受給者番号(整理番号)		123-456789											
異動年月日		令和6		年		12月		31日					
異動の事由		数字を選んでください。		1									
異動後の未徴収税額の徴収方法		数字を選んでください。		3									
退職年の1月から退職時までの給与支払額		円											
控除社会保険料額		円											
1. 特別徴収継続 (新勤務先で引き続き特別徴収を行う) → (3) へも記入してください。		円											
2. 一括徴収 (徴収額を給与支払者が徴収し一括納入) → (2) へも記入してください。		円											
3. 普通徴収(本人徴収) (残高額を本人が納付する)		円											

○(ウ) 未徴収税額…年税額から徴収済額を引いた残りの税額を記入します。
 (「異動後の未徴収税額の徴収方法」を普通徴収とした場合、ここに記載した金額分の納付書が本人へ送付されます。)

未徴収税額の納付方法の数字を記入してください。
(本人納付とする場合は「3. 普通徴収」となります。)

異動後の徴収方法を
する場合は該当する
。の切替が可能になります。）
受給者含む）が2名以下である。
いる。

記号を選んで ください。

与支払額を超える見込である
事業主の場合のみ）である。

[illegible]

記入例2…一括徴収

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) 給与支払者（特別徴収義務者）及び給与所得者（異動対象者）

二本松市長様 令和6年12月31日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒964-0000 二本松市金色4030番地1											
		フリガナ	カフシキカイシャ ニホンマツホールディングス											
		氏名 (名称)	株式会社 二本松ホールディングス											
		(☆)個人番号 又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2

※該当する年度の左欄に○を記入してください。				令和5年度 (過年度)		令和6年度 (現年度)	令和7年度 (新年度)	※市処理欄
特別徴収義務者 指定番号				12345678				転勤 一括 AD
所属				人事部 給与係				
連絡先 氏名				二本松 霞				
電話				0243-22-0000				LAN

給与所得者	生年月日	昭和57年8月9日	異動年月日	令和6年12月31日								
フリガナ	キクマツ シゲタロウ	(旧姓)										
氏名	菊松 銃太郎											
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
旧住所	(1月1日現在の住所・必ず記載してください) 二本松市金色4030番地2											

受給者番号(整理番号)	123-456789	異動の事由	1	異動後の未徴収税額の徴収方法	2	退職後の1月から退職時までの給与支払額
特別徴収税額 (年税額)	110,000	1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 合併・解散 6. その他	1	1. 特別徴収継続 (新勤務先で引き続き特別徴収を行う) → (3)へも記入してください。 2. 一括徴収 (徴収額を給与支払者が徴収し一括納入) → (3)へも記入してください。 3. 普通徴収(本人徴収) (残税額を給与支払者が納付する)	2	円

一括徴収した税額を納付する月を記入してください。	一括徴収した税額は、 1月分 で納入します。	一括納入総額 (納入予定月分を含む) 50,000 円	納入予定月日 1月20日
基本的には上記「(イ)徴収済額」に記載した徴収済月の翌月になります。	徴収済月日 1月20日	納入予定月日 2月10日	
例：1月分で未徴収税額を一括納入する場合、上記(イ)は12月分までと記載します。	1月20日	2月10日	

異動の事由が6.その他で、異動方法を「普通徴収(本人徴収)」とする場合は、(下記に該当する場合のみ)記号を右枠へ記載してください。 a. 受給者総人員(他市町村)の事業所で特別徴収給与が毎月支給される者の特別徴収停止(給与支払者が個人事業主の場合のみ)である。	記号を選んで記入する	記号を選んで記入する
1. 普通徴収(本人徴収)とする	2. 普通徴収(本人徴収)とする	3. 普通徴収(本人徴収)とする

新勤務先 給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ	氏名 (名称)	(☆)個人番号 又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号	納入書	係	氏名	電話	新勤務先の受給者番号

一括納入する税額を記入してください。 (ウ)と同じ金額になります。	徴収し、納入する。	LAN
--------------------------------------	-----------	-----

世帯	宛名	異動処理(現年度)	異動処理(過年度・新年度)					
		既開	月	期	月	期	AD	LAN

※市処理欄	事由	事由	事由	事由	事由	事由	事由	事由	事由
-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

記入例3…特別徴収継続

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) 給与支払者（特別徴収義務者）及び給与所得者（異動対象者）

二本松市長 様	所在地	〒964-0000 二本松市金色4030番地1												
令和6年 12月31日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者)	フリガナ	カフシキガイシャ ニホンマツホールディングス											
	氏名 (名称)	フリガナ	株式会社 二本松ホールディングス											
	(☆)個人番号 又は法人番号	フリガナ	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2

給与所得者	生年月日	昭和57年8月9日	受給者番号(整理番号)	123-456789											
フリガナ	キクマツ ジュウタロウ	(旧姓)	異動年月日	令和6年12月31日											
氏名	菊松 銃太郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (一括徴収は納入予定月分を除く)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)										
個人番号	123456789012		7	12	1										
旧住所	二本松市金色4030番地2		110,000		50,000										
新住所	同上														

(2) 異動後の未徴収額の徴収方法で「2. 一括徴収」を選択した場合

●退職者の未徴収税額について
1月1日から4月30日の間に
※次の①から③までの理由に該当する場合は、一括徴収で納入してください。
①異動が12月31日以前で、退職後、給与支払者から異動届出書を提出し、給与支払報告書に異動届出書の提出が確認された場合
②5月31日までに支払われなかった給与が、退職後、給与支払者から異動届出書を提出し、給与支払報告書に異動届出書の提出が確認された場合
③死亡による退職であるため、なお、上記以外の期間で異動した場合、異動届出書の提出が確認された場合、一括徴収で納入してください。

新勤務先の所在地・名称・連絡先等を記入してください。

新勤務先	〒964-0000 二本松市金色4030番地3	特別徴収義務者 指定番号	987654321											
フリガナ	カフシキガイシャ ニホンマツグループ	納入書	☐ 発行不要として登録希望											
氏名 (名称)	株式会社 二本松グループ	係	総務部 住民税G											
(☆)個人番号 又は法人番号	1234567890123	連絡先	二本松 菊											

(3) 異動後の未徴収額の徴収方法で「1. 特別徴収」を選択した場合

新勤務先	〒964-0000 二本松市金色4030番地3	特別徴収義務者 指定番号	987654321											
フリガナ	カフシキガイシャ ニホンマツグループ	納入書	☐ 発行不要として登録希望											
氏名 (名称)	株式会社 二本松グループ	係	総務部 住民税G											
(☆)個人番号 又は法人番号	1234567890123	連絡先	二本松 菊											

給与支払者 (特別徴収 義務者)	〒964-0000 二本松市金色4030番地1	特別徴収義務者 指定番号	12345678											
フリガナ	カフシキガイシャ ニホンマツホールディングス	納入書	☐ 発行不要として登録希望											
氏名 (名称)	株式会社 二本松ホールディングス	係	人事 給与係											
(☆)個人番号 又は法人番号	9876543210123	連絡先	二本松 霞											

下の欄に記入しないでください

※市処理欄	世帯	宛名											
※市処理欄	異動処理 (過年度・新年度)	既開	期	月	AD	LAN	既開	期	月	AD	LAN		

記入例 4…普通徴収から特別徴収へ切替

特別徴収切替届出（依頼）書

二本松市長 様 令和 6 年 10 月 2 日提出	(特 別 給 与 徴 収 支 払 義 務 者)	住所 (居所) 又は 所在地	〒 9 6 4 - 0 0 0 0 二本松市金色 4 0 3 0 番地 1	特別徴収義務者 指 定 番 号	12345678	※市処理欄
		フリガナ	カフシキガイシャ ニホンマツホールディングス	所属	人事 部 給与係	AD
		氏 名 又は 名 称	株式会社 二本松ホールディングス			
		法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	電話	0 2 4 3 - 2 2 - 0 0 0 0	LAN

※個人事業主の方が提出される場合、法人番号欄の記入はしないでください。

給 与 所 得 者	現住所	〒 9 6 4 - 0 0 0 0 二本松市金色 4 0 3 0 番地 2	普通徴収	年税額 110,000 円
	フリガナ	キクマツ ジュウタロウ	納付済額 60,000 円	
	氏 名	菊松 銃太郎	納付済期 2 期分まで	
	住所 (1 月 1 日)	同上	数字を選んでください。 1. 入社(令和 6 年 10 月 1 日) 2. その他 ()	
	生年月日	昭和 57 年 8 月 9 日	受給者番号 123-456789	

二重納付を防ぐため、本人に確認のうえ可能な限り記載してください。
納付方法が口座振替でない場合は、切替該当の納付書を回収し、この依頼書に同封してください。

特別徴収切替届出	普通徴収 (納期未到来分) 第 3 期以降分について	12 月徴収分より特別徴収を希望します。
注	※普通徴収で課税されている方の住民税を特別徴収での納入にする場合に提出してください。 ※二重納付防止のため、普通徴収納付書 (切替該当期分) を同封してください。 ※依頼書の届いた翌月 15 日頃の発送となります。 ※切替後 2 か月後を目安に設定いたします。	
特別徴収を開始する分について、記入してください。 (到着日時時点で納期限が過ぎていないものに限りです。)	特別徴収関係書類を所在地と異なる住所への送付を希望する場合は記入してください。	
納入書の要否	2	1. 必要 2. 不要

●特別徴収関係書類の送付先設定依頼
(所在地と別に送付先を設定する場合のみ記入)

記入例の場合、10月2日に依頼書の提出があったため、
納期限未到来の普通徴収第3期以降分を12月分(1月10日納期限)から特別徴収していただくこととなります。
す。10月15日頃に変更通知書が発送されます。

世帯	LAN	納付書	その他
添付	確認	市で発行する納入書について該当する番号を記入してください。	

記入例6-1…退職所得に係る税額がある場合

変更後の税額と、退職所得に係る税額（記入例6-2で記載した市民税・県民税の合計額）を記入してください。

上記2つの合計額を
記入してください。

特別徴収義務者用変更通知を参照の上、給与分（一括徴収分を含む）の部分に、変更後の税額を記入してください。

給与分（一括徴収分を含む）に記載したものと同じ金額を記入してください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) 給与支払者（特別徴収義務者）及び給与所得者（異動対象者）

二本松市長 様	令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者)	所在地	〒															
			フリガナ																
			氏 名 (名称)																
			(☆)個人番号 又は法人番号																
令和	年	月	日	提出	フリガナ	氏 名 (名称)	個人番号 (☆)	フリガナ	氏 名 (名称)	個人番号 (☆)	フリガナ	氏 名 (名称)	個人番号 (☆)	フリガナ	氏 名 (名称)	個人番号 (☆)	フリガナ	氏 名 (名称)	個人番号 (☆)

給与・所得者	生年月日	年	月	日	受給者番号(整理番号)	異動年月日		異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	退職年の1月から 退職時までの給与支払額
フリガナ				(旧姓)		年	月	日	数字を選んで ください。	
氏名					(ア)	(イ)	(ウ)			
個人番号					特別徴収税額 (年税額)	徴収済額 (一括徴収は納入予定月分を除く)	未徴収税額 (ア) - (イ)			
旧住所	(1月1日現在の住所・必ず記載してください)					月分まで	月分まで	月分から		
新住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)					月分まで	月分まで	月分から		

(2) 異動後の未徴収税額の徴収方法で「2. 一括徴収」を選択した場合

●退職者の未徴収税額について
1月1日から4月30日の間に退職した方の現税額は退職時に一括徴収することが義務付けられています。
※次の①から③までの理由に該当しない場合は、必ず一括徴収しなければなりません。
①異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
②5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
③死による退職であるため。
なお、上記以外の期間で異動により特別徴収の継続ができなくなった方についても、
異動者の了承を得たうえで、なるべく一括徴収で納入していただくようお願いいたします。

一括徴収した税額は、 月分 で納入します。	一括納入総額 (納入予定月分を含む) 円
徴収予定月日 月 日	納入予定月日 月 日

(3) 異動後の未徴収税額の徴収方法で「1. 特別徴収継続」を選択した場合

新勤務先 給与支払者 (特別徴収 義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号 納入書	係	氏名	電話	新勤務先の受給者番号	新勤務先において、 月割額 円を 月分から 徴収し、納入する。	※市処理欄
	フリガナ	AD							
	氏名 (名称)								
	(☆)個人番号 又は法人番号	LAN							

※市処理欄	世帯	宛名	異動処理 (現年度)				異動処理 (過年度・新年度)			
	既開	期	月	AD	LAN	既開	期	月	AD	LAN
	事由					事由				

※用紙はコピーしてご使用ください。なお、二本松市ウェブサイトを (<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page001975.html>) からダウンロードもできますので、ご活用ください。

☆個人番号 (マイナンバー) や法人番号の記載につきましては、しよりの「11. マイナンバーの記載について」を参照してください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載心得

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに市長に提出してください。

ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市長に対する届出書は、その市長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）

又は個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「受給者番号（整理番号）」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号（整理番号）を記載してください。

5 「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6 「新住所（給与の支払を受けなくなった後の住所）」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

（1）給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んで下さい。

（2）退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

（3）（1）又は（2）に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲んでください。

（注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

①異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

②令和7年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③死亡による退職であるため。

8 「退職年の1月から退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額を、「控除社会保険額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載して下さい。

9 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

10 「一括納入総額」欄には、「未徴収税額」と同額を記載してください。なお、「未徴収税額」には一括徴収納入予定月分の徴収額も含みます。「徴収済額」欄には、直近まで月割りで納めていた税額の総額を記載してください。

11 「※市処理欄」の欄には記載しないでください。

特別徴収切替届出（依頼）書

二本松市長 様 令和 年 月 日提出	(特 別 給 与 徴 収 支 払 義 務 者)	住所 (居所) 又は 所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号	※市処理欄 新規
		フリガナ												
		氏 名 又は 氏 名 称												
		法人番号												
		連絡先	所属	氏名	電話									

※個人事業主の方が提出される場合、法人番号欄の記入はしないください。

給 与 所 得 者	現住所	〒	普通徴収	年税額	円	普通徴収納期限			
	フリガナ			納付済額	円	1 期	2 期	3 期	4 期
	氏名			納付済期	期分まで	6 月末日	8 月末日	10月末日	1 月末日
	住所 (1 月 1 日)			数字を選んでください。		いつまでに通知 送付希望か			
	生年月日	年 月 日		受給者番号		※希望のある場合記入してください。			

特 別 徴 収 切 替 内 容	普通徴収 (納期未到来分)	第 期以降分について	月徴収分より特別徴収を希望します。
	注 意 事 項		
	※普通徴収で課税されている方の住民税を特別徴収での納入にする場合に提出してください。		
	※二重納付防止のため、本人宛に送付された普通徴収納付書 (切替該当期分) を同封してください。		
	なお、普通徴収の納期限が到来している分については、特別徴収に切り替えができません。		
備 考	※特別徴収税額の変更通知書は、原則として依頼書の届いた翌月 1 5 日頃の発送となります。		
	※特別徴収の開始月については、通知送付月の 2 か月後を目安に設定いたします。		
	開始月に希望があれば、備考欄にご記入ください。		
	納入書の要否	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
	●特別徴収関係書類の送付先設定依頼 (所在地と別に送付先を設定する場合のみ記入)		

※以下市記入欄

世帯	宛名	異動処理				添付	確認		
		既 期 月	開 期 月	AD	LAN	納付書	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	納付方法	納付書 ・ 口振
		事由				その他		併徴設定	有 ・ 無

※用紙はコピーしてご使用ください。なお、二本松市ウェブサイト (<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page001975.html>) からダウンロードもできますので、ご活用ください。
※法人番号の記載につきましては、しおりの「11. マイナンバーの記載について」を参照してください。

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

										※市記入欄		AD /		LAN /					
二本松市長様 令和 年 月 日提出										特 別 徴 収 義 務 者		所在地		〒		特別徴収義務者 指定番号			
										名称 代表者の 職氏名						係			
										法人番号						連絡先		氏名	
																電話			

※個人事業主の方が提出される場合、法人番号欄の記入はしないでください。

変更理由		1. 名称変更 2. 所在地変更 3. 送付先変更 (給与事務担当部署の変更含む) 4. 法人合併 5. 法人化、または個人事業化 6. 法人分割 7. その他 () ※4～6に該当する場合は原則として「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。										変更年月日		年 月 日	
変更内容		事項		変 更 前		変 更 後									
		フリガナ													
		所在地 (住所)		〒		〒									
		フリガナ													
		名称		(内線)		(内線)									
電話番号								(内線)							
備考				※市記入欄		指定番号		異動届							

注意事項	合併・統合となった場合は合併・統合先への転勤の異動届出書の提出が必要となります。 合併により解散となった場合、原則として特別徴収義務者指定番号が変更となります。 (新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません。) 法人市民税に係る異動届出書は別途提出が必要となります。
------	--

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当市の取り扱い局として指定しなければなりませんので、次の「指定通知書」に利用される郵便局名を記入のうえ、当初納入される際その郵便局に提出してください。

なお、指定通知書を提出した場合は「郵便局指定通知書の提出について」を当市あてにお送りください。

※過去に郵便局の指定をされている場合には、変更がない限り再度提出する必要はございません。

き り と り 線

令和 年 月 日

郵便局長 様

二本松市長



郵便局提出用

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）の取り扱い局に指定しましたので通知します。

記

1. 口座番号
- 02210-7-960961
1. 加入者名称
- 二本松市会計管理者
1. 取りまとめ局
- 仙台貯金事務センター

き り と り 線

令和 年 月 日

二本松市長 様

特別徴収義務者
所在地 〒
名称
指定番号

二本松市提出用

郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）の納入取り扱い局として、指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	〒
名称	郵便局

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1
二本松市役所 総務部税務課市民税係